

青森県規則第二十四号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。